



鹿折小学校学校安全だより

第1号

令和3年4月30日

担当 島山 昭洋

連休中の過ごし方について

例年の連休とは異なり、家で過ごす時間が多くなるのではないのでしょうか。安全に過ごせるよう、学校では以下の点について指導いたしました。御家庭でもぜひ話し合ってくださいませよう、お願いいたします。

火

空気が乾燥しています。ちょっとした油断から多くのものを失うのが火事の怖さです。十分に気を付けさせてください。



土

地震はいつ起きるか分かりません。家具の転倒防止や防災グッズの点検など、この機会に御家族で確認してください。

水

津波の恐れがあるときに、どこにどのように逃げるのか、家族でどこに集まるのか、連絡方法はどのようなのかなど、御家族で共通理解をお願いします。

風

南方の海では台風が発生しています。今のうちから突風への対策について、準備を行っておくとよいと思います。



交通

連休中には開放感に駆られてスピードを出したり、疲れて注意不足になったりするドライバーも増えます。十分に注意させてください。飛び出し注意！安全な歩行と自転車の運転を！！

感染症

新型コロナウイルス感染症はいまだに猛威を振るっています。学校では気を緩めることのないように指導しています。ウイルスは人間の都合など関係ありません。どんどん変異して感染力が増していきます。連休中にも十分にお気を付けください。

不審者

観光客など、地域の中に見慣れない方が増えることも予想されます。子供が一人にならないように、帰宅時間等の約束をしっかり守らせてください。

◎ 自転車安全利用条例が令和3年4月1日に施行されました。

主な内容は別紙のちらしを御覧ください。保護者の責務は以下のように明記されています。

(保護者等の責務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十四条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。